

新熊谷プロジェクト

熊谷市教育振興基本計画

(令和5年度～令和9年度)



熊谷市教育委員会

熊谷教育の指針と施策

施策の趣旨



明治21年、市内弥藤吾に設立された「幡羅高等小学校」が、明治31年、保護者向けに配布した『家庭心得』の「生徒保護者への御注意」には、次のようにありました。

「拝啓諺にも、教育の道は、家庭の教へで芽を出し、学校の教へで花が咲き、世間の教へで実が成る、と申す程に有之候へば、学校と家庭とは、常に相一致し、互いに力を協せ、同じ方向に相進み、小児をして、世間の悪き風習に染ましめぬ様に致し度事に御座候、因て、左の件々申進め置候間、朝夕深く御注意成下され度候也」

教育は、明治のこの時代から、学校・家庭・地域の連携協力によって、同一歩調で進もうとしていました。約100年後の現在、社会の進展は生活の利便性を高める一方で、生活様式や家庭のあり方を変え、とりわけ子どもたちの育成環境を大きく変えました。

しかしながら、学校・家庭・地域の連携協力による同一歩調で教育を進めていくことの大切さは今も決して変わるものではありません。『家庭の教え』『学校の教え』『世間の教え』のそれぞれが機能し、関わり合い支え合っていかなければ、芽を出すことも、花を咲かせることも、実を結ばせることもおぼつかなくなります。まさに「不易」のことです。

先達に学び、変えなければならぬことと変えてはならぬことを見極め、学校と家庭と地域社会とがそれぞれの役割を果たせることを基盤として、義務教育の充実を図ります。また、一人一人が伸びやかで心豊かな人生を望むことも「不易」です。各年代層の市民に対し、伝統文化を含む様々な文化芸術にふれる機会や生涯教育の場を提供する事業を積極的に推進することで、活力ある地域社会や市民の豊かな心の醸成を図ります。

熊谷市教育委員会は、熊谷市における中期的(5年間)な熊谷教育の指針と施策をここに定め、時代や社会情勢の変化に適切に対応するため、先達に学び、「不易」のことを見極めながら、教育とは何かとの原点に立ち返り、あるべき教育を目指していきます。

教育振興基本計画の位置付け

「熊谷市教育振興基本計画」は、長期的方針である『第2次熊谷市総合振興計画』に基づく中期的な方針であると位置付けます。



新熊谷プロジェクト

関連する教科や複数の単元にまたがる学習内容を精選、統合するなど、「総合的な学習の時間」を中核としたカリキュラム改善により、教科横断的で現実社会に存在する、本物の実践に可能な限り近づけた授業、いわゆるオーセンティックな授業を実践し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」、汎用的能力を育成します。

学校

『学校の教えで花が咲き』

知

「子どもたちの学力を伸ばす」

- ・学習内容を明確にした授業の実施
- ・「総合的な学習の時間」を中心としたカリキュラム改善
- ・「子どもと教師、子ども同士が向かい合い、活字を用いた授業」を基本にしながら、ICT機器を効果的に用いた授業の実施
- ・英語「ラウンドシステム」の考え方(いわゆるアクティブラーニング)を全学年、全教科で実践
- ・「テストで力をつける」という考えのもと、上質な問題である全国学力・学習状況調査問題を授業等でくり返し活用するなど、全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査への取組を推進
- ・補充学習充実のための「くまなびスクール」を全小中学校で実施
- ・英語指導専門員の訪問指導による教員の資質向上
- ・特別支援教育支援員や日本語指導補助員等による多様なニーズに対応した指導の推進



体

「子どもたちの体力を伸ばす」

- ・運動の特性を理解させ、運動量を増やす体育授業の実践
- ・HQCシートを活用した生活習慣改善
- ・体育指導専門員の訪問指導による教員の資質向上
- ・アルカス熊谷によるタグラグビー教室の実施
- ・「暑さ対策」小・中学校委員会活動、地域へ発信！
中学生サポーター事業の実施

「生きる力」

「子どもたちの豊かな心を育む」

- ・郷土愛の醸成(熊谷次郎直実、荻野吟子等々)
- ・実生活における道徳の「見える化」の推進
- ・「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」の推進
- ・「スマホ使い方宣言」、「タブレット端末の約束5か条」、「いじめ撲滅宣言」の実践・徹底
- ・生徒指導マニュアルを活用した積極的な生徒指導
- ・命の大切さを学ぶ「生命(いのち)の授業」の実施
- ・インクルーシブ教育、特別支援教育の推進

家庭

『家庭の教えで芽を出し』

家庭とのつながり

- ・「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」
- ・スマホ使い方宣言
- ・タブレット端末の約束5か条
- ・小テストや単元テスト、作品等を区切りのよい時期に早く各家庭にお返しすることこそ通知票



地域

『世間の教えで実がなる』

地域との連携

- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・放課後子ども教室、学校応援団等
- ・青少年健全育成活動
- ・地域防災教育

具体的な取組

施策	単位施策	具体的な取組	総合振興計画の取組	担当課所館					
				学校給食センター 教育総務課	学校教育課	教育研究所	社会教育課	中央公民館 文化センター	
1 学力日本一を目指す(知・徳・体)	1 子どもたちの学力(知)を伸ばす	1 学習内容を明確にした授業の実施 ・学校訪問、各種研修会、授業研究会の充実 ・「子どもと教師、子ども同士が向かい合い、活字を用いた授業」を基本にしながら、ICT機器を効果的に活用した授業の実施 ・英語「ラウンドシステム」の考え方(いわゆるアクティブ・ラーニング)を全学年、全教科で実施	☆		◎	○			
		2 学力向上対策の推進 ・全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査への取組を推進 ・「総合的な学習の時間」を中心とした教科横断的なカリキュラム改善 ・学力向上補助員等の活用 ・「くまなびスクール」による補充学習の充実 ・英語指導専門員の訪問指導による教員の資質向上 ・研究委嘱事業の推進 ・研究協力員による調査・研究の充実	☆		◎	○			
		3 特別支援教育の充実 ・特別支援教育支援員等による多様なニーズに対応した指導の推進	☆			◎			
	2 子どもたちの豊かな心(徳)を育む	1 学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進 ・「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進 ・小中学校における進路指導・キャリア教育の充実	☆	☆		◎		○	
		2 心の教育の充実 ・郷土愛の醸成(熊谷次郎直実、荻野吟子等々) ・道徳の時間における子どもの心の「見える化」の推進 ・実生活における道徳の「見える化」の推進 ・命の大切さを学ぶ「生命(いのち)の授業」の実施 ・学校図書館の充実	☆		◎	○			
		3 共生社会の推進やインクルーシブ教育の理念に基づく教育の推進					◎		
		4 積極的な生徒指導の推進 ・生徒指導マニュアルの活用 ・よりよい人間関係を築く学級経営の充実・向上 ・いじめの未然防止と早期対応、「いじめ撲滅宣言」及び「スマホ使い方宣言」、「タブレット端末の約束5か条」の実践・徹底	☆		◎				
		5 児童生徒の実態に応じた教育相談 ・学習、友人関係、不登校、いじめ、家族等についての教育相談の充実 ・就学児の実態に応じた適切な就学相談 ・熊谷市教育支援センター「さくら教室」における相談及び指導の充実 ・発達障害を含む障害のある児童生徒への相談及び支援	☆			◎			
		6 幼稚園・保育所(園)と小学校との連携推進	☆			◎			
	3 子どもたちの体力(体)を伸ばす	1 学校体育の充実 ・運動の特性を理解し、運動量を増やす体育授業の実践 ・体育指導専門員の訪問指導による教員の資質向上 ・ラグビー教室の実施 ・部活動地域連携の推進 ・体力向上に関する調査・研究部会の取組	☆	☆		◎			
		2 食育の充実	☆		○	○	◎		
		3 学校保健の充実 ・HQCシートを活用した基本的な生活習慣の確立 ・発達の段階に応じた性に関する指導や薬物乱用防止教室の実施	☆	☆		◎		○	

2 安全で快適な学校づくりを進める	1 学校の建物や設備を充実させる	1 教育施設等の整備 ・小・中学校の適切な維持管理 ・小・中学校校舎大規模改造の実施 ・小・中学校トイレ整備(洋式化等)の推進	☆	◎						
		2 学校安全の充実		○	◎					
		3 教育情報機器の整備	☆	○	◎					
		4 安全でおいしい給食の提供 ・栄養バランスのとれた給食の提供 ・衛生管理の徹底 ・食物アレルギー児童生徒への対応 ・地産地消のための地元食材の使用	☆	◎	○					
3 魅力ある生涯学習事業を充実させる	1 公民館等を充実させる	1 生涯学習講座の充実	☆					◎		
		2 (仮称)第1中央生涯活動センターの整備推進	☆					◎		
		3 公民館の再編に向けた取組の推進	☆					◎		
	2 図書館を充実させる	1 図書館資料の整備と情報サービスの更なる充実	☆						◎	
		2 視覚障害者が利用できる電子図書館システムの整備	☆						◎	
		3 郷土熊谷に関するデジタル情報の発信	☆						◎	
		4 子ども読書活動の推進	☆						◎	
		5 企画展及び各種講座・講演会等の実施	☆						◎	
	3 スポーツ・文化村「くまびあ」を充実させる	1 生涯学習に関する自主事業の実施	☆						◎	
2 利用団体の拡充と活動への支援		☆						◎		
4 文化芸術活動を支援する	1 文化芸術活動を支援する	1 熊谷文化創造館「さくらめいと」、大里生涯学習センター「あすねっと」、江南総合文化会館「ビピア」の維持・管理の推進	☆					◎		
		2 文化芸術活動の機会の確保と情報発信の充実	☆					◎		
		3 文化芸術団体等への支援の充実	☆					◎		
	2 文化財の保護・継承を図る	1 西別府の国史跡「幡羅官衙(はらかんが)遺跡群」等文化財の保存と活用	☆						◎	
		2 無形民俗文化財等伝統文化の後継者育成と継承意識の醸成	☆						◎	
		3 埋蔵文化財出土品等の一元管理施設確保の推進	☆						◎	
		4 市史編さん事業の推進と市史書籍の刊行	☆						◎	
		5 公文書館設置検討の推進	☆						◎	
		6 熊谷直実・蓮生法師等郷土の偉人の顕彰	☆						◎	
	5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 放課後子供教室の実施回数の充実や実施内容の創意工夫	☆					◎	
			2 新たな地域ボランティア指導者の確保・育成	☆					◎	
3 家庭教育学級や子育て支援講座の充実			☆					◎		
2 コミュニティ・スクールを推進する		1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進	☆				◎	○		
		2 学校評価の実施と公表	☆				◎			
		3 「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」の推進	☆				◎			
6 人権尊重のまちをつくる	1 人権啓発を推進し、人権意識の向上を図る	1 人権啓発活動の充実	☆					◎		
		2 人権問題研修会、講演会の開催	☆					◎		
	2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む	1 人権教育研修の充実					◎	○		
		2 学校教育における人権教育の推進	☆				◎			
		3 社会教育における人権教育の推進						◎		
7 次世代のため、公共施設整理統合を推進する	1 施設の統廃合、再配置を効果的に推進する	1 分野別個別施設計画の改定・推進	☆	◎	○	○	○	○	○	○

☆ 総合振興計画の取組

◎ 主たる担当課

○ 担当課

「総合的な学習の時間」を中心としたカリキュラム改善

「総合的な学習の時間」を中心としたカリキュラム改善により、教科横断的で現実社会に存在する、本物の実践に可能な限り近づけた授業、いわゆるオーセンティクな授業を実践し目的や用途に応じて広く活用できる汎用的能力の備わった持続可能な社会の創り手を育成します。

中学校実践事例

国語科、社会科等で学習した内容を活用し、子どもたちにとって最も身近な現実社会である郷土熊谷のまちづくりについて考える総合的な学習の時間

中学校国語科「論理の展開の仕方、文章の構成、表現の仕方」に関する学習を、読み手が納得する政策提言にまとめる活動や発表プレゼンテーションの構成を考える活動に活用します。

中学校社会科「私たちの生活と地方自治」に関する学習を、市ホームページや市発行の刊行物、市職員の出前講座を通して、熊谷市の政策動向について理解する活動に活用します。

小中学生の時期から持続可能な社会づくりに参画する意識を醸成します。

国語科の学習

社会科の学習



総合的な学習の時間の学習テーマ
“20年後、誰もが住み続けていたい熊谷市”をつくるために！
熊谷市への政策提言をまとめよう。

数学科の学習

理科の学習

保健体育科の学習

中学校数学科「データの活用」に関する学習を、熊谷市の課題を見出したり、自らがまとめた政策の妥当性を示すために、データを収集・整理し、分析する活動に活用します。

中学校理科「天気とその変化」、保健体育科「健康と環境」の学習を、熊谷市の夏の気温が高くなる理由を考えたり、熱中症防止に向けた政策提言をまとめたりする活動に活用します。



「子どもと教師、子ども同士が向かい合い、活字を用いた授業」を基本にしながら、ICT機器を効果的に活用した授業の実施

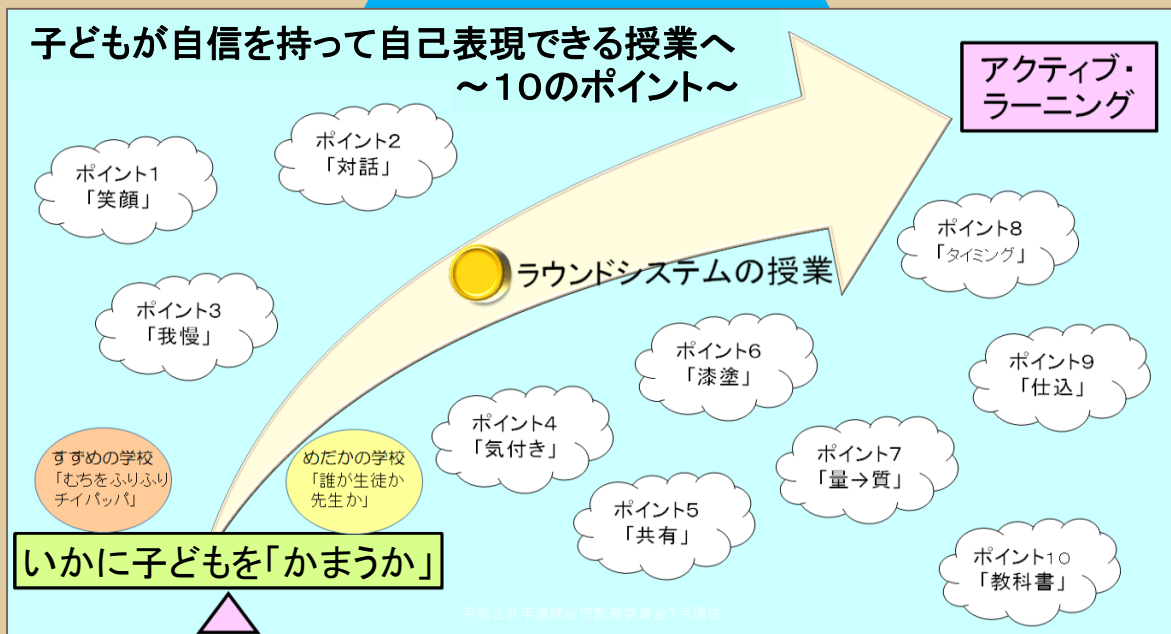
日々の授業は一生に一度しかありません。熊谷市では「子どもと教師、子ども同士が向かい合い、活字を用いた授業」を基本にしながら、ICT機器を活用することによって、個別最適で協働的な学びを実現し、子どもたちの学力をさらに高めていきます。



一斉学習

端末と大型提示装置を連動させ、子どもたちの考えを瞬時に提示し、学習の見通しを持たせたり、発表させたりします。

ラウンドシステムの考え方のもと子どもと教師、子ども同士が向かい合う授業



協働的な学び

端末を活用し、友達の考えを瞬時に共有し、お互いの考え方を交流させます。

個別最適な学び

端末を活用し、自ら設定した課題に取り組んだり、自分の学習状況に合わせた練習問題に取り組んだりします。



生徒指導マニュアル(いじめ防止対策マニュアル)の活用・実践

～「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！～

教育委員会では、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直しを図るよう各小・中学校に周知しています。いじめが発生してからへの対応では、特に初期対応として、「緊急職員会議」をすぐに開ける体制をとるとともに、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を与えることが、何よりも大切であると考えます。

ある時は「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一步離れて毅然と対応したりと、バランスよく、感性豊かに、そして意図的な教育を進めます。

昔から、「子どもは大人の言ったようにはやらない。大人のやったようにやる」と言われます。「いじめ防止」も大人が手本となって進めるべきです。

- ◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない
- ※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある児童・生徒から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

いじめの発見

関係機関と連携
(情報提供)

緊急職員会議

市教委への速報

【重大事態への対処】

・熊谷市いじめ問題専門委員会

○「誰が、どう動くか」の決定・確認

いじめ解消のための具体的な指導・援助
(学校いじめ防止対策委員会)
組織で対応

- ①情報の一本化
- ②窓口の一本化(管理職)
- ③再発防止策
(外部専門家からの指導・援助)

市長への報告
事実確認調査

○全職員で、毅然とした態度で

いじめられた児童・生徒へ

『あなたは全然悪くない』

- ・身体の安全確保
- ・学習環境の確保
- ・安心して告白を！
(絶対に守ってあげる)

いじめた児童・生徒へ

- ・人権を重視して事実確認
- ・「めざす児童・生徒像」の確認
- ・いじめは絶対に許されない！
(出席停止も視野に入れる)

- ・児童生徒の内面まで入り込めるような信頼関係の構築(道徳教育の充実・学級経営)
- ・カウンセリングマインドで、生徒の話の傾聴と共感的理解、情報の収集(スキル教育)
- ・いじめの原因の模索、解消への自己指導能力の育成
- ・保護者との連携(連絡・協力要請 反応によっては保護者への指導)
- ・友人関係の調整、PTA・地域・関係機関との連携

いじめの解消

いじめ「解消」の定義

- ① いじめに係る行為がやんでいること
 - ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと
- 2つの要件が満たされて、少なくとも3ヶ月を目安とする。

事後観察・支援の継続

卒業まで折りに触れて
継続して情報交換・援助

「暑さ対策」地域へ発信！中学生サポーター事業

日本一暑い町熊谷に生きる子どもたちに、熱中症予防に関する知識・技能を育成するとともに、地域への予防啓発の担い手として活躍できるようにします。

1 暑さ対策セミナー

熱中症の予防と対策について学習し、熱中症に関する正しい知識と対処方法を身に付けます。



2 AED講習

消防署員からAEDを活用した応急処置の方法について、講習を受け、いざというときの知識・スキルを身に付けます。



3 地域への予防啓発

熱中症予防を啓発するチラシやグッズを作成し、地域の方々へ熱中症予防を呼びかけます。



コミュニティ・スクールの推進

市内すべての学校で導入しているコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)をさらに推進し、学校と地域住民・保護者が力を合わせ、地域総掛かりで学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」を目指します。

学校運営協議会の機能

- 学校運営協議会制度は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条6に基づく制度です。
- 学校運営協議会の中で、校長の学校運営方針を承認します。
 - 学校運営に関して広く意見を述べ、同時に責任を持って学校の課題に共に取り組んでいきます。

学校・家庭・地域が一体となった「防災教育」

学校・家庭・地域が一体となって、確かな防災意識をもち、緊急時に児童生徒が自らの命を守り抜くために冷静で適切な対応がとれる子どもを育てます。

1 防災教育

あらゆる教科に盛り込まれた防災の知識を体系的に理解し、全教育活動において横断的に防災教育を実施します。



総合的な学習の時間での「防災小説」づくり

2 防災管理

「学校危機管理マニュアル」を作成し、未然防止・緊急事態発生時や事後の対応を含め、さまざまな局面の対応に努めます。



ショート訓練を繰り返し実施

3 防災組織

地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、計画的な防災教育や防災管理の充実に努めます。



地域との合同防災訓練

熊谷市の教育、学術及び文化の振興に関する 総合的な施策の大綱 (令和5年度～令和9年度)

〈基本方針〉

1 学力日本一を目指す(知・徳・体)

子どもたちが「知」・「徳」・「体」のバランスの取れた学力を身に付け、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる人材を育成します。

また、体育授業や体育的活動の充実、基本的生活習慣の確立、健康・安全教育を推進し、体力の向上と健康の保持増進に努めます。

そして、学校・家庭・地域等が連携した様々な体験活動を推進することにより、子どもたちの豊かな心や人間性、社会性を育むとともに、他者を思いやる心や人権感覚を養い、持続可能な社会の創り手を育成します。

2 安全で快適な学校づくりを進める

安全で快適な教育環境を確保するため、アセットマネジメントとの整合性を図りつつ、学校の施設・設備の計画的な整備を進めます。

また、「学力日本一」を支える教育機器の整備と維持を図ることと併せ、教職員の働き方改革を進めるとともに、新たな学校給食センターの整備に取り組みます。

3 魅力ある生涯学習事業を充実させる

地域住民の多様な生涯学習ニーズに対応した生涯学習講座を設けるとともに、公民館、図書館、美術・郷土資料展示室からの充実した情報提供により、人生100年時代に対応した生涯を通じた学習活動の支援を行います。

4 文化芸術活動を支援する

熊谷文化創造館等既存3館の計画的な改修や設備の更新を図るとともに、市民の文化芸術活動を支える担い手の育成等を支援します。

また、文化財等文化遺産や伝統文化の保護と継承を図るとともに、市史編さんを推進します。

5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校との連携を図り、放課後子供教室を中心に、安心・安全な活動拠点づくりを推進します。あわせて、学校・家庭・地域が連携して「熊谷の子どもたちは、これができる!『4つの実践』と『3減運動』」を推進します。

6 人権尊重のまちをつくる

すべての市民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる「人権尊重のまちづくり」を目指します。

また、人権三法の趣旨を踏まえた取組を推進します。

7 次世代のため、公共施設整理統合を推進する

熊谷市公共施設等総合管理計画及び熊谷市個別施設計画等に基づき、教育・文化施設の効果的かつ効率的な運営を目指した統廃合や再配置等を進めます。

また、少子化に対応した学校規模の適正化・魅力ある学校づくりを推進します。

8 郷土愛の醸成を図る

熊谷次郎直実公や荻野吟子氏等の郷土の偉人を顕彰するとともに、市民の誇りである歴史と伝統に育まれた文化遺産を継承することで、郷土愛の醸成を図ります。

スマホ使い方宣言

【前文】

スマートフォン・携帯電話等はインターネットにつながる大きな便利な道具です。しかし、一歩使い方を間違えると、自分や周りの人を傷つけます。

私たちは、スマートフォン・携帯電話等の使い方やルールを家族と約束し、誰にも傷つけないこと、賢く上手に使うことを誓います。

自分や周りの人の情報を守ります。

インターネット上に情報を公開することは、全世界に情報を配信していることと同じです。自分や周りの人を守るためにも、名前や写真、住所など、個人を特定できる情報をインターネット上に公開することはしません。

他人を傷つけないようにします。

画面の向こうには相手があります。「バカ」「うざい」「ムカつく」「死ぬ」等、相手を傷つけるような言葉、自分が書き込まれて嫌なことや物を絶対に書き込みません。拡散もしません。

様々な角度から情報を入手し、正確な判断をします。

インターネット上の情報全てが正しいわけではありません。中には大げさな表現や誇張等も混じっています。一つの情報だけを見て判断するのはなく様々な角度から情報を入手し、正確な判断をします。

インターネットにつながる機器にはフィルタリングを設定してもらいます。

悪質コンテンツによる被害（出会い系や暴力描写等の有害なサイト）や、ウイルスによる情報流出等を防止するため、保護者にフィルタリングを設定してもらいます。

（令和元年7月16日作成）

この宣言は、市内16中学校の代表生徒で検討し、作成したものです。

タブレット端末の約束 5か条

タブレット端末は、学習のための文房具です。家や学校で、大切に使います。おかしな食べ手でさわったり、水にぬらしたりしないようにしてください。

- 1 **時間を決めて、使います。**
あまり長い時間、画面を長時間見つめないようにします。また、夜遅くに寝ないようにします。使う前に、時間を決め、休憩をとりながら使います。
- 2 **タブレット端末を、友達や周りの人に貸しません。**
タブレット端末は、熊谷市から借りているものです。誰かに貸したり、借りたりしません。
- 3 **カメラは正しく使います。**
タブレット端末には、カメラ機能がついています。人や物を撮影するときは、「慮ってよいかな」をかならず大人に確認しましょう。
- 4 **注意して、インターネットを使います。**
インターネットには間違った情報もあります。ウイルスなどの危険もあります。ゲームや買い物、ソフトウェアのダウンロードなど、学習に関係のないページは開いてはいけません。
- 5 **個人情報をお大切にします。**
自分や友達、周りの人の写真、動画、名前、住所などは、大切な個人情報です。インターネットに出してはいけません。

約束を守って
安全に使う じゃ〜！

くまがやしきょういくいいんかい
熊谷市教育委員会

平成28年度産れた「早期幼児期ごはん」運動の推進 文部科学大臣表彰

熊谷の子どもたちは、これができます！

アクセル ブレーキ

4つの実践

- ごはんをしっかりと食べる。
- おぼたたら「はい」と元よく返事をします。
- 「ありがとう」「ごめんない」と言う。
- 友だちをたくさんつくる。

生きる力

家族いっしょにごはんはん

学力・体力やる気を磨きましょう

3減運動

- 減** テレビの時間を減らします。
- 減** ゲームの時間を減らします。
- 減** スマートフォン・携帯電話やパソコンに触れる時間を減らします。

家族で約束を！

家族との会話の時間を増やします。

読書の時間を増やします。

学習・習字の時間を増やします。

熊谷市青少年連合会市民会連合会・熊谷市立小中学校協議会連合会・熊谷市PTA連合会・熊谷市教育委員会・熊谷市教育委員会

熊谷市 保護者のスマートフォン『4つの実践』

子供は、大人の言ったようにはやらない、大人がやったようにやる。

これだけを実践しよう！

- 1 子供のスマホには**フィルタリング**を設定する。
- 2 午後9時以降は**使用しない**。
- 3 食事や歩行中等の「ながら」**操作はしない**。
- 4 他人を傷つける言葉や**個人情報を書き込まない**。

大人が手本となって

熊谷市実践


スマートフォンは小さなパソコンです。インターネットの危険性に十分注意し、ルールとマナーを守って安全に使いましょう。

熊谷市PTA連合会・〇〇〇学校PTA

三 桜にこころは はずませて
祭りの太鼓に 勇み立ち
実りの秋に 笑顔満ち
けやきの枝に 風わたる
熊谷 熊谷 わたしが誇るまち

二 歴史に残る 人々の
夢見た思いは いまここに
うけつぐ心 たくましく
明日への希望 胸に抱き
熊谷 熊谷 わたしを磨くまち

一 豊かな流れが はぐくんだ
みどりの大地に 風光る
心の翼 羽ばたかせ
未来に向けて 飛び立とう
熊谷 熊谷 わたしと伸びるまち



熊谷市歌

熊谷市教育研究会 作詞・作曲